

第十回国会 法務委員会 議録 第十六号

昭和二十六年三月二十八日(水曜日)

午後零時二十六分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君

理事 押谷 富三君 理事 田嶋 好文君

理事 猪俣 浩三君

綴治 良作君 佐藤 昌三君

花村 四郎君 牧野 寛策君

松本 弘君 眞鍋 勝君

石井 繁丸君 上村 進君

加藤 充君

出席政府委員

検事(法務府 民事局長) 村上 朝一君

委員外の出席者

検事(法務府民 事局第二課長) 平賀 健太君

衆議院参事(法 制局第二部長) 福原 忠男君

専門員 小木 貞一君

三月二十八日

不動産登記法等の一部を改正する法

律案内閣提出第六二二号(参議院送

付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

住民登録法案(綴治良作君外三名提

出、衆法第二六号)

不動産登記法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第六二二号)(参議院送

付)

本日の日程中、まず鉄道公安職員の職務に関する法律改正に関する件を議題といたします。本件に關し、鉄道公安職員の職務に関する法律の改正に關する小委員長より、小委員会における審議の経過並びに結果について御報告を聴取いたします。佐藤昌三君。

○佐藤委員 鉄道公安職員の職務に關する法律の一部を改正する法律案につ

いて、小委員会は数回にわたつて審議をいたした結果、法第二二条に次の但書

を加えることにいたしました。「但し、日本国有鉄道の運輸業務に対する犯罪

については、この限りでない。」し

こうして第三三條については、但書が附

加されておつたのを全部削除いたすこ

とにいたしましたのであります。従つて改

正の要点は、第二二条と第三三條につ

て、二つの点をあげることができると

であります。

簡単にその要旨を申し上げてみます

ると第二二条は、従来の鉄道公安職員の

捜査の場所の制限を、ある程度拡張い

たしたことになるのであります。言い

かえるならば、鉄道施設以外の場所で

は捜査ができなかつたということが原則で

あつたのであります。その制限を緩和

和いたして、鉄道の運輸業務に対する

犯罪に限つて、施設以外の場所におい

ても、なお捜査できるとすることに改

められたわけでありまして。

また第二二条は、従来の捜査の過程に

おいて、その方法が、現行犯人または

被疑者を逮捕した場合に、常にこれ

を検察官または警察職員に引致しなけ

ればならないとされていたために、そ

の機能を十分發揮する上において、遺

憾の点があつたのであります。従つて

これを全面的に削除いたしまして、刑

事訴訟法の規定を準用いたして捜査の

完璧を期する道を開いたわけでありま

す。要するにかような二点の改正を小

委員会において可決したゆえんのもの

は、鉄道公安職員の捜査の機能が鉄道

治安維持のために十分發揮されつつあ

つたのでありますけれども、かような

制限が場所的、あるいは方法的にあ

つたのでは、なおその機能を十分に發

揮するといふ点において、遺憾な點が

あつたために、第二二条及び第三三條を

ように改正することを是と考えるに至

つた次第であります。その間当局者、

特に国警あるいは法務府等の意見も十

分聴取いたしまして、小委員会として

はこの改正が最も妥當であるという結

論に到達いたしました次第であります。も

つとも第二二条の改正につきましては運

輸業務に対する犯罪については、かく

のごとく場所的制限を廃止したので

は、相當広汎な捜査が鉄道公安職員に

よつて遂行される可能性が生ずるため

で、ただいま申し上げましたごとくに

改正することが妥當と考えた次第であ

ります。よろしく小委員会の満場一致

による本改正法案の可決を見た上は、

本委員会において取上げて審議を進行

せられんことを希望いたしまして、小

委員長としての簡単な報告を終る次第

であります。

○安部委員長 これにて小委員長の報

告は終了しました。本件に關しまして、

何か御質疑がございませんか。――別に

御発言がないようでありますから、こ

の際お諮りいたします。本件につきま

しては、ただいまの小委員長の報告に

なりました小委員会の成案を本委員会

の一応の成案と決定し、諸般の手續を

経ましたならば、これをもつて本委員

会提出の法律案とすることと仮決定を

いたしたいと思ふのでありますが、御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議がなければ、さ

よう決定いたします。

○安部委員長 次に不動産登記法等の

一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

討論の通告がありませんから、討論は

省略いたしましたので、ただちに採決いた

します。本案を可決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認めま

す。よつて本案は可決いたしました。

この際本案の委員会報告書作成の件

についてお諮りいたします。これは先

例によりまして、委員長に御一任を願

いたいと思ひますが、御異議ありませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認めま

す。よつてそのように決定いたしま

す。それでは午後一時半まで休憩いたし

ます。

午後零時三十六分休憩

午後二時四十三分開議

○安部委員長 休憩前に引続き會議を

開きます。

まず綴治良作君外三名提出の住民登

録法案を議題といたします。

ただいまより本案について御意見の

交換を願ひますために、速記をとめて

協議、懇談を願ひたいと存じます。し

〔午後二時四十四分懇談会に入る〕

〔午後四時二十一分懇談会を終る〕

○安部委員長 これにて懇談会を終り

まして、次会は明二十九日午前十一時

より開會することとし、本日はこの程

度で散會いたします。

○安部委員長

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

散會

度において散会いたします。

午後四時二十二分散会

〔参照〕

不動産登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月十三日印刷

昭和二十六年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所